

# コーポレート・ガバナンス

企業価値を高めるため、経営の迅速な意思決定に基づき、正しく効率的に業務が行われるよう、さまざまな取り組みを通して、経営の健全性と透明性を高める努力をしています。

## コーポレート・ガバナンス体制

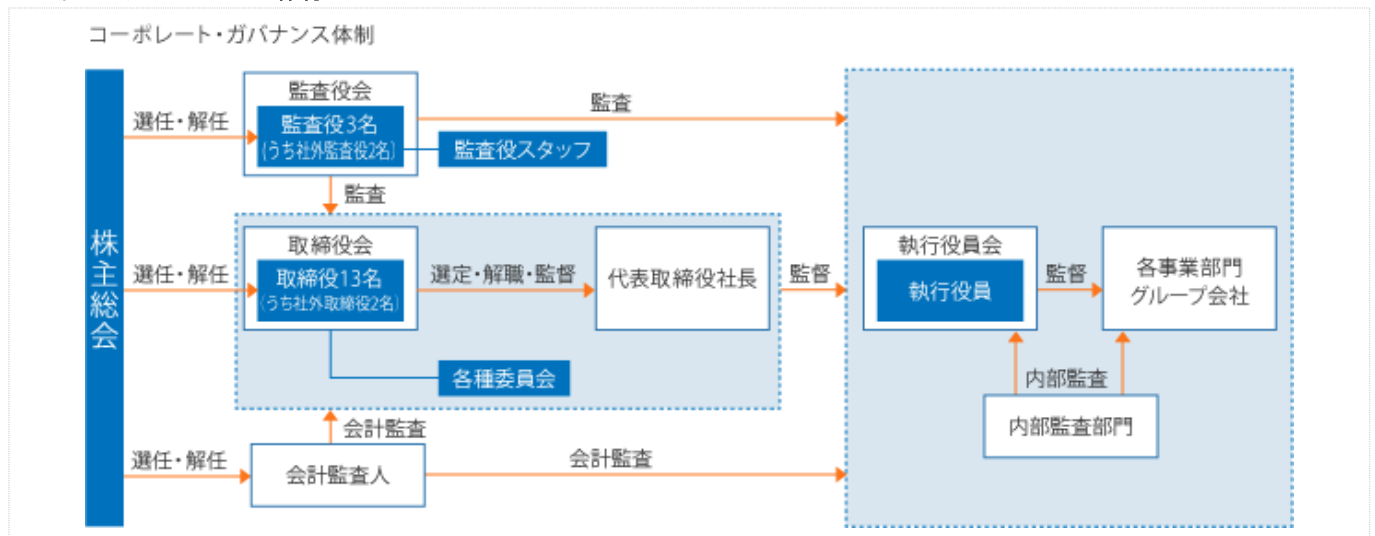
カシオでは、コーポレート・ガバナンスの充実に向け、さまざまな取り組みを実施しています。

取締役は13名（うち社外取締役2名）で構成し、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるよう、その任期は1年としています。（2013年6月末現在）

取締役会は、経営の意思決定を合理的かつ迅速に行うことを目指しており、取締役および監査役出席のもと、経営の重要案件を審議・決定しています。また当社では、会社法に基づき、監査役3名（うち社外監査役2名）によって構成される監査役会を設置し、監査役会で定めた監査方針に従い、取締役会および執行役員会、各種の重要な会議・委員会への出席の他、取締役などからの聴取や報告、重要事項の決議書類の閲覧などを通して、厳正な監査を実施しています。社外取締役および社外監査役は、東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員です。また、監査役の特任スタッフを配置し、監査役の業務をサポートしています。

会計監査人による外部監査においては、我が国で一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠した監査を受けています。さらに、内部監査部門では、組織の運営状況を各種法令および社内基準に従い、グループ全体の組織運営が適切に行われているか監査を実施しています。平成20年4月より金融商品取引法により義務付けられた「内部統制報告制度」に対して、財務報告の適正性及び信頼性の確保を目的に「基本方針」を定め、経理部門、情報システム部門、CSR推進室及び内部監査部門のメンバーで構成する内部統制委員会を設置し、推進しています。

## コーポレート・ガバナンス体制



## 内部統制システムの整備

カシオ計算機では、内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況について、以下のとおり定めています。

### 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、『創造 貢献』の経営理念に基づき、「カシオ創造憲章」、「カシオ行動指針」、「カシオ倫理行動規範」を定め、以下の通り、当社の業務の適正を確保するための体制を整備しております。

#### （１）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 職務の遂行に係る各種法令を遵守するべく、必要に応じて方針・規程・規則等の文書類を整備し、CSR委員会を始めとする各種委員会での審議・検討を経て、当社及びグループ各社にルールの周知・徹底を図る。
- 上記ルールの妥当性と運用の適切性について内部監査等、継続的な見直しによる改善を行い、不祥事の未然防止を図る。

## **(2) 取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

取締役及び使用人の職務執行に係る情報を社内規則に基づき、各担当部門が保存及び管理する。

## **(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

a. 経営に重大な影響を及ぼすリスクについては、「リスク管理規程」に基づき、CSR委員会の下で関連部門と事務局が一体となって推進する体制を確立する。

特に、製品安全リスクについては、製品の安全に対するお客様の信頼に応えることが経営上の重要な課題であるとの認識のもと「製品安全に関する基本方針」を定める。

b. リスクに関する情報伝達は、通常の情報経路の他に公益通報ホットラインを設け、リスクの拡大を防止する。

## **(4) 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

a. 経営上の重要案件は、取締役及び監査役が出席する取締役会で審議・決定する仕組みをとり、原則として毎月1回以上開催することにより経営の意思決定を合理的かつ迅速に行う。

b. 業務執行上の重要事項については、執行役員と取締役及び監査役が出席する執行役員会で審議・決定し、全社的な調整や対策がスムーズに実施できる仕組みをとる。

c. 執行手続の詳細については、「業務執行決裁権限規程」に定める。

## **(5) 当社及びグループ会社における業務の適正を確保するための体制**

a. グループ会社は、業務の適正を確保するために「カシオ創造憲章」、「カシオ行動指針」、「カシオ倫理行動規範」を基礎として、諸規程を定める。

b. 執行役員及び担当部門は、グループ会社担当役員制度に基づく審議会を定め、「グループ会社決裁権限規程」に従い、当社への決裁・報告制度によるグループ会社経営の管理を行い必要に応じてモニタリングを行う。

c. グループ会社は、当社からの経営管理・経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、取締役及び担当部門に報告する。

d. 当社及びグループ会社は、財務報告の適正性及び信頼性を確保すべく推進体制を構築し、業務フロー及び財務報告に係る内部統制を点検の上、文書化し、評価、改善を行う。

e. 当社及びグループ会社は、市民社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切関わりを持たず、不当要求に対しては組織全体として毅然とした対応をとる。

## **(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

a. 監査役の職務を補助すべき使用人を任命する。

b. 監査役を補助すべき使用人の任命、異動、評価、懲戒に関する事項は、監査役会の事前同意を必要とする。

## **(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制と監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

a. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査役に報告する。

b. 取締役又は当該業務責任者は、法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実があるときは、遅滞なく監査役に報告する。

c. 監査役は、社内の重要な会議に出席できる。

d. 重要な稟議書は決裁終了後、監査役に回付する。

コーポレート・ガバナンスに関するより詳しい情報は下記をご覧ください。

▶ 「コーポレートガバナンス報告書」 

(東京証券取引所グループレポート・ガバナンス情報サービス)